一般財団法人　スルガ奨学財団

奨学規程

第１章　総　則

（目　的）

第１条　一般財団法人スルガ奨学財団（以下「この法人」という。）定款第４条に基づきこの規程を定める。

（対象者）

第２条　この法人は、孝心篤く、勤倹貯蓄の精神に富み、公徳心すぐれる等学業、人物ともに優秀、かつ、健康な学生（外国人留学生を含む。以下同じ。）及び生徒であって、経済的理由により修学困難な者に対し、学資を給与する。

（奨学生と奨学金）

第３条　この法人から学資の給与を受ける者を『奨学生』といい、その学資を『奨学金』という。

（奨学生の種類）

第４条　奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

(1)　高校奨学生
(2)　大学奨学生
(3)　外国人大学留学奨学生

（奨学生の応募資格）

第５条　この法人の奨学生に応募できる者は、中学校第３学年、高等学校第３学年に在学し、又は大学（短期大学を除く。）に在学もしくは在学を希望し、学業、人物ともに優秀、かつ、健康であって、学資の支弁が困難と認められる者でなければならない。

第２章　奨学生の採用と奨学金の交付

（募集期間）

第６条　奨学生の募集期間については次のとおりとする。

(1)　高校奨学生　毎年 10 月１日～10 月 31 日
(2)　大学奨学生　（高校奨学生募集枠）毎年４月 10 日～４月 30 日
　　（一般高校生募集枠）毎年２月　１日～２月 28 日
(3)　外国人大学留学奨学生　毎年１月１日～１月 31 日

(4)　海外研修生兼特別一時金　（翌年度高校第２学年及び第３学年在籍予定者）
毎年 10 月 1 日～10 月 31 日

（奨学生申込書及び奨学生推薦調書の提出）

第７条　奨学生志望者は、保護者（ただし、外国人大学留学生の場合は、身元引受人がある場合は身元引受人とする。以下同じ。）と連署したこの法人指定の奨学生申込書（第１号様式）を、現に在学する学校長に提出して、その推薦を受けなければならない。

２　前項の規定により、奨学生申込書を受け取った学校長が、奨学生志望者をこの法人に推薦しようとするときは第５条に規定する資格を審査の上、奨学生推薦調書（第２号様式）を作成してこの法人に提出するものとする。
ただし、現に学校に在学していない奨学生志望者はこの法人の指定する関係書類を揃え、直接この法人に提出するものとする。又、外国人大学留学奨学生においては奨学生推薦調書と併せて在留資格認定証明書（写）およびこの法人指定のレポートの提出を必要とする。

（奨学生の採用）

第８条　奨学生の採用は、この法人の関係者以外の学識経験者等を２分の１以上含む奨学生選考委員会において選考し、理事長が決定する。

２　奨学生の採用を決定したときは、在学学校長を経て本人に通知する。
ただし、大学奨学生のうち現に在学していない者においては、直接本人に通知する。

３　第１項により採用決定を受けた奨学生が、高等学校又は大学へ入学したときは、直ちに在学証明書をこの法人に届け出なければならない。

４　前項の在学証明書を届け出ない者は、奨学生となる資格を失うものとする。

５　第１項により採用決定を受けた大学奨学生（高校奨学生募集枠）が、大学入学試験に不合格となった場合は、大学奨学生資格保留願書を提出し、認められれば、１年間に限り資格を保留することができる。

（奨学金等の額、給与時期および給与期間）

第９条　奨学金等の額、給与時期および給与期間は、次のとおりとする。

区　　分	給　与　月　額	給　与　時　期
高　校　奨　学　生	２０，０００円	５・９・１ 月
大　学　奨　学　生	４０，０００円	毎　　月
外国人大学留学奨学生	５０，０００円	毎　　月
高校奨学生特別一時金	９０，０００円	高等学校第２学年及び第３学年在学時に特別一時金で給与

奨学金給与の期間は高等学校（全日制）においては３年間、大学においては４年間とする。ただし、外国人大学留学奨学生については大学第３学年・第４学年の２年間のみ奨学金を給与する。なお、大学奨学生が大学修学期間中に海外の大学に留学する場合、その期間中に限り、月額５万円を奨励金として別途給与する。

２　奨学金の給与は、本人名義の銀行口座に振込むものとする。

（学業成績および生活状況の報告）

第 10 条　奨学生は、毎年、在学学校長を経て、学業成績表および生活状況報告書を提出しなければならない。

（奨学生の異動届出）

第 11 条　奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学学校長を経て直ちに届け出なければならない。ただし、奨学生が病気その他の事由により届け出ることができないときは、保護者が在学学校長を経て直ちに届け出るものとする。

(1)　休学、復学、転学、留学、留年又は退学したとき

(2)　停学、その他の処分を受けたとき

(3)　本人又は保護者の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき

（転学又は退学による奨学金の取扱）

第 12 条　奨学生が、無断で転学、又は退学したときは、奨学金の給与を辞退したものとみなす。ただし、転学した場合に在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の給与を継続することができる。

（奨学金の休止および停止）

第 13 条　奨学生が、留学あるいは休学し又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の給与を休止する。

２　奨学生が留年、退学又は停学、その他の処分を受けたときは奨学金の給与を停止することがある。

３　奨学生の学業又は性行などの状況により、奨学金の給与を停止することがある。

４　奨学生が学業成績表および生活状況報告書等を提出しない場合は、奨学金の給与を休止する。

（奨学金の復活）

第 14 条　前条の規定により奨学金の給与を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の給与を復活することがある。

（奨学金の廃止）

第 15 条　奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、在学学校長の意見を徴して、奨学金の給与を廃止することがある。

(1)　傷い疾病などのために成業の見込がないとき

(2)　学業成績又は性行が不良となったとき

(3)　奨学金を必要としなくなったとき

(4)　在学学校で処分を受け学籍を失ったとき

(5)　その他第５条、第 19 条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

（奨学金の辞退）

第 16 条　奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

（死亡の届出）

第 17 条　奨学生が死亡したときは、保護者は在学学校長を経て、直ちに届け出なければならない。

（奨学金の返還）

第 18 条　奨学生が第 13 条各項、又は第 15 条各号のいずれかに該当し、受領済の奨学金がある場合には、奨学生は、当該事由発生以後に相当する金額を、速やかにこの法人に返還しなければならない。

第３章　反社会的勢力の排除

（反社会的勢力の排除）

第 19 条　この法人の奨学生およびこの法人の奨学生に応募できる者は、本人及び本人の両親が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する者でなければならない。

(1)　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2)　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3)　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4)　暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5)　役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

第４章　補　則

（その他）

第 20 条　この規程の実施について必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

（改　正）

第 21 条　この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

附　則

この規程は、平成 24 年４月１日から施行する。

改正　令和３年５月 26 日

改正　令和６年３月 12 日

改正　令和６年７月 31 日